平成30年度過重労働解消キャンペーンの概要(宮崎労働局)

1 実施期間

平成30年11月1日(木)から11月30日(金)までの1か月間

2 具体的な取組

(1) 労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、宮崎県内の使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、宮崎労働局長名による協力要請を行い、労使の主体的な取組を促します。

(2) 宮崎労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

宮崎労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、取組事例を報道等により紹介します。

(3) 過重労働が行われている事業場などへの重点監督を実施します

ア 監督の対象とする事業場等

以下の事業場等に対して、重点監督を実施します

- ① 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等
- ② 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等

イ 重点的に確認する事項

- ① 時間外・休日労働が、「時間外・休日労働に関する協定届」(いわゆる36協定) の範囲内であるか等について確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。
- ② 賃金不払残業が行われていないかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。
- ③ 不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導します。
- ④ 長時間労働者に対しては、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導します。

ウ 書類送検

重大・悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表します。

※監督指導の結果、公表された場合や、1年間に2回以上同一条項の違反について是正勧告を受けた場合は、ハローワークにおいて、新卒者等を対象とした求人を一定期間受理しません。 また、職業紹介事業者や地方公共団体に対しても、ハローワークと同様の取り組みを行うようご協力をお願いしています。

(4) 電話相談を実施します

フリーダイヤルによる全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」を実施し、都道府 県労働局の担当官が、相談に対する指導・助言を行います。

[フリーダイヤル] フリーダイヤル なくしましょう 長い残業 0120-794-713

[実施日時] 平成 30 年 11 月 4 日 (日) 9:00~17:00

※九州・沖縄区域から発信された電話の相談は、福岡労働局が対応します。

「過重労働解消相談ダイヤル」以外にも、常時相談や情報提供を受け付けています。

ア 宮崎労働局または各労働基準監督署 (開庁時間 平日8:30~17:15)

対応窓口	電話番号			
宮崎労働局労働基準部監督課	0985-38-8834			
宮崎労働基準監督署	0985-29-6000			
延岡労働基準監督署	0982-34-3331			
都城労働基準監督署	0986-23-0192			
日南労働基準監督署	0987-23-5277			

イ 労働条件相談ほっとライン(委託事業)

平日夜間・土日に、労働条件に関して、無料で相談を受け付けています。

[7リーダイヤル] 0120-811-610

[相談受付時間] 月 \sim 金 17:00 \sim 22:00、土・日 9:00 \sim 21:00

ウ 労働基準関係情報メール窓口

労働基準法等の問題がある事業場に関する情報をメールで受け付けています。

[URL]

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou roudou/roudoukijun/mail madoguchi.html

(5) キャンペーンの趣旨などについて周知・啓発を実施します

使用者等へのリーフレットの配布、ホームページの活用により、キャンペーンの趣旨などについて広く県民に周知を図ります。

(6) 過重労働解消のためのセミナーを開催します(事前予約制、参加料無料)

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、宮崎県では 以下のとおり「過重労働解消のためのセミナー」(委託事業)を開催します。

[日時]: 平成 30 年 11 月 6 日 (火) 14:00~16:30

[場所]: 宮崎空港ビル2階レセプションルームA・B (宮崎市大字赤江)

[URL] http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/



·トップが決意を持って、長時間労働の削減に向けた取組を推進しましょう。~

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。



「過重労働解消相談ダイヤル」

過重労働等に関する相談はこちら>>>

0120-794-713

11月4日 9:00 ~ 17:00

専用WEBサイト





毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

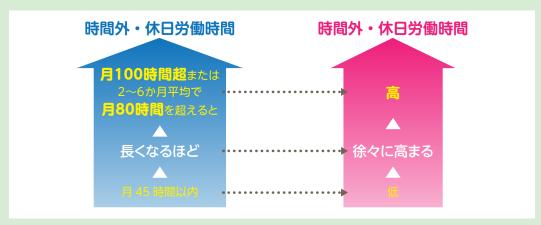
労働時間等の現状

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

知って いますか?

過重労働と健康障害の関連性

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日 労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。



(上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。)

過重労働による健康障害等を防止するためにも、労働時間を適正に把握*1し、次の措置を講じましょう。

過重労働による健康障害を防止するために*2

- ①時間外・休日労働時間を削減しましょう。
 - ・36協定(時間外労働・休日労働に関する協定)で定める延長時間は、限度基準*3に適合したものとする必要があります。
 - ・特別条項付き協定*4により月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は 月45時間以下とするよう努めましょう。
 - ・休日労働についても削減に努めましょう。
- ②年次有給休暇の取得を促進しましょう。
 - ・年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり、計画的付与制度の活用などにより、年次有給休暇の 取得促進を図りましょう。
- ③労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。
 - ・健康管理体制を整備すると共に、健康診断を実施しましょう。
 - ・長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。

賃金不払残業を解消するために*5

- ①職場風土を改革しましょう。
- ②適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ③労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。
- ※1「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月、厚生労働省)
- ※2「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」(平成18年3月、厚生労働省)
- ※3「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」(平成10年労働省告示第154号)
- ※4「臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない特別の事情が予想される場合に、特別条項付き協定を結べば、 1年の半分を超えない範囲で、限度時間を超える時間を延長時間とすることができます。
- ※5「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成15年5月、厚生労働省)

これらについて、あなたの職場で守られているか疑問のある方は

平成30年11月4日(日) 休日電話相談

フリーダイヤル なくしましょう 長い残業 120-794-71



厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中に、次の取組を行います。

1. 労使の主体的な取組を促します。

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協 力要請を行います。

- 2. 重点監督を実施します。
 - ①長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等、②離職率が極端に高い 等、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への監督指導を行います。
- 3. 電話相談を実施します。

「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわた り、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

実施日時 平成30年11月4日(日)9:00~17:00

0120 - 794 - 713

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。

都道府県労働局または労働基準監督署 (開庁時間 平日8:30~17:15)

労働条件相談ほっとライン (月~金17:00~22:00、土・日9:00~21:00)

労働基準関係情報メール窓口(情報提供)

労働基準 メール窓口

4.企業における自主的な過重労働防止対策を推進します。

企業の労務担当責任者などを対象に、9月から11月を中心に、全都道府県で 計64回、「過重労働解消のためのセミナー」(委託事業)を実施します。

【専用ホームページ】 http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/



毎年11月は 「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死等 とその防止に対する理解を深めて「過労死ゼロ」の社会を 実現しましょう。



※「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害のことです。

過重労働解消キャンペーンのほか、 「過労死等防止対策推進シンポジウム」 を開催します。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、過労死等防止啓発月間を中心とした期間に開催します。

また、過労死等防止啓発のためのパンフレットの配布や新聞、インターネットなど各種媒体を活用した周知・啓発を行います。



○過労死等防止対策推進シンポジウム

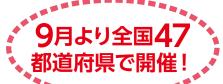
47都道府県48会場(東京は2会場)で開催します。(無料でどなたでも参加できます。) 開催会場によって開催日時やプログラムは異なりますので、詳細は専用ホームページで御確認ください。

専用ホームページ

https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/



過重労働解消のためのセミナー





働き方を見直して人手不足解消と 生産性向上を目指しませんか?



働きがいが得られ、働きやすい職場づくり

そんな職場づくりの実現には、過重労働の解消を図ることが重要です。ぜひご参加ください。



事業主の方、企業の人事労務担当者・管理者、総務の方など

セミナー開始時間

14時00分~16時30分 13時30分より受付開始いたします

セミナー内容

過重労働の現状と過重労働防止に向けた対策、取組事例紹介などテキストに掲載されていない具体的な取組例もご紹介いたします

- 「過重労働」の現状と企業経営に与える影響
- ●対策に必要な「関連法令」
- ●防止のための事業主等に求められる措置
- ●職場のパワーハラスメント対策
- ●知っておくべき労働時間等に関する基準
- ●陥りがちな違法行為
- ●ストレスチェック制度とは
- ●実施すべき取組と防止対策の具体例 な

申込方法

◆本紙裏面のFAX申込書 FAX:03-5913-6409

・ 受付後(約5宮美日)メールで安講祟を达付いたします。 受講日の5~6日前にお申込まれた方は、会場にて氏名確認で受講できます。

●専用webサイトへ

LEC 過重労働解消

動解消 検索

※お預かりした個人情報は本事業に係るご連絡にのみ使用します。 無断で第三者に提供することはありません。



スKコートからも ご覧いただけます

お問い合わせは 委託運営: 上で 東京リーガルマインド 過重労働解消のためのセミナー事業事務局

担当 芦立・小田

平成30年度厚生労働省委託事業「過重労働解消のためのセミナー」

開催会場一覧						
開催都市名開催日		開催日	会場			
北海道	札幌市	9/28金	北農健保会館 (3階 大会議室)			
青森県	八戸市	9/20休	ユートリー八戸地域地場産業振興センター (8階 多目的中ホール)			
岩手県	盛岡市	10/10 (水)	アイーナいわて県民情報交流センター (会議室501A・B)			
宮城県	仙台市	9/26 (水)	仙都会館 (8階 会議室)			
占拠末	וויםשו	11/8(株)	東京エレクトロンホール宮城(401中会議室)			
秋田県	秋田市	9/25似	秋田市文化会館 (第6会議室)			
山形県	山形市	10/2 火	山形テルサ (大会議室)			
福島県	福島市	9/7金	コラッセふくしま (401会議室)			
茨城県	水戸市	10/17例	茨城県立県民文化センター(分館 集会室8号)			
栃木県	宇都宮市	9/28金	宇都宮市文化会館 (第一会議室)			
群馬県	前橋市	10/3 (水)	前橋テルサ (つつじの間)			
	さいたま市	9/13休	V=::/2:= / (006)			
埼玉県 		10/31%	ソニックシティ (906)			
千葉県	千葉市	10/16火	千葉市文化センター (セミナー室)			
		9/4 火				
		9/18火				
		9/27(木)				
市市初		3 10/9 火				
東京都	新宿区	10/30火	LEC 新宿エルタワー本校 (1810 教室)			
		G 11/ 9 金				
		11/16金				
		11/30 金				
加去川田	#::	10/5 金	中小公共共 这 会统(CO2 CO4)			
神奈川県	横浜市	11/2 金	中小企業共済会館 (602 ~ 604)			
新潟県	新潟市	10/26 金	新潟テルサ (大会議室)			
富山県	富山市	9/14金	富山県民共生センターサンフォルテ (研修室303・304号室)			
石川県	金沢市	10/11休	石川県女性センター (大会議室)			
福井県	福井市	9/25伙	福井県国際交流会館 (第1・2会議室)			
山梨県	甲府市	9/19 (水)	コラニー文化ホール (会議室)			
長野県	長野市	10/18休	ホクト文化ホール (小ホール)			
岐阜県	岐阜市	10/24(水)	ワークプラザ岐阜(大ホール)			

開催都市名		開催日	会場			
静岡県	静岡市	9/18火	静岡県男女共同参画センターあざれあ			
		10/25休	(2階 大会議室)			
		9/5 (水)				
さん おんしゅう おんしゅう おんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう しゅうしゅう しゅう	名古屋市	9/26%	 アイ・エム・ワイ			
愛知県	省白座巾	10/16火	imyホール (3階 大会議室)			
		11/22休				
三重県	津市	10/9 火	三重県教育文化会館 (大会議室)			
滋賀県	大津市	10/23火	コラボしが 21 (3 階 大会議室)			
京都府	京都市	9/21金	LEC京都駅前本校 (132教室)			
		9/12例	大阪市立住まい情報センター			
大阪府	+75±	10/26金	(3階 ホール)			
	大阪市 	G 10/12儉	コノド ノ ハハナ (笠1 2分洋ウ)			
		11/27火	マイドームおおさか(第1・2会議室)			
兵庫県	神戸市	10/19億	神戸市教育会館 (大ホール)			
奈良県	奈良市	9/11火	エルトピア奈良 (大会議室 A・B)			
和歌山県	和歌山市	11/29休	和歌山県民文化会館 (5階 大会議室)			
鳥取県	鳥取市	10/24(水)	県立生涯学習センター (講義室)			
島根県	松江市	11/20火	松江テルサ (大会議室)			
岡山県	岡山市	11/13伙	おかやまコープ (オルガホール)			
広島県	広島市	9/19休	広島情報プラザ(第1研修室)			
山口県	下関市	11/14例	海峡メッセ下関 (801大会議室)			
徳島県	徳島市	11/7 (水)	とくぎんトモニプラザ (4階 会議室2)			
香川県	高松市	11/8(木)	レクザムホール(大会議室)			
愛媛県	松山市	10/10%	ひめぎんホール (第6会議室)			
高知県	高知市	11/16金	高知県立県民文化ホール (第6多目的室)			
福岡県	福岡市	11/2 金	天神クリスタルビル (大ホールA・B)			
佐賀県	佐賀市	10/30火	佐賀市文化会館 (大会議室)			
長崎県	長崎市	11/ 1 (木)	長崎県建設工業協同組合(8階 大会議室)			
熊本県	熊本市	11/28(水)	くまもと森都心プラザ (A・B会議室)			
大分県	大分市	11/21(水)	全労災ソレイユ (3階 牡丹)			
宮崎県	宮崎市	11/6 火	宮崎空港ビル (2階レセプションルーム A・B)			
鹿児島県	鹿児島市	11/15休	宝山ホール(第3会議室)			
沖縄県	那覇市	10/17例	沖縄産業支援センター (中ホール 312)			

★**⑤マーク開催日→:【ご参加の条件】**平成30年8月以前に、何かしら「過重労働解消の取組」を行った経験をお持ちの方、または、現在取組んでいる方を対象にしています。 数名のグループに分かれて学ぶことに同意のうえお申込ください。**【セミナーのすすめ方】**ワークショップ(座学を含む)型です。取組まれた時間の長い短いは問いません。抱えている課題を乗り越える障害は何なのかを開示し、事例をヒントにグループ討議を行います。事前に、ご自身の課題の整理をお願い申し上げます。

「過重労働解消のためのセミナー」参加申込書

※送信面(表裏)を必ずご確認のうえお送りください

FAX 03-5913-6409

電話番号は表面

参加希望日	月 日 ※複数のお申込は、複写をとって別々にファックス	会場名					
フリガナ		フリガナ				A15 > 45	名
氏 名		企業・ 団体名				参加希望 人数	石 5名様以上は TEL確認をお願いします
業種		企業規模	10名未満	10~100名	101 ~ 2	200名	300名以上 ※いずれかを○で囲む
T E L F A X		e-mail		@ :			